

1 区割り・区の名称・本庁舎の位置

2 区議会議員の定数

■区割りの基本的な考え方

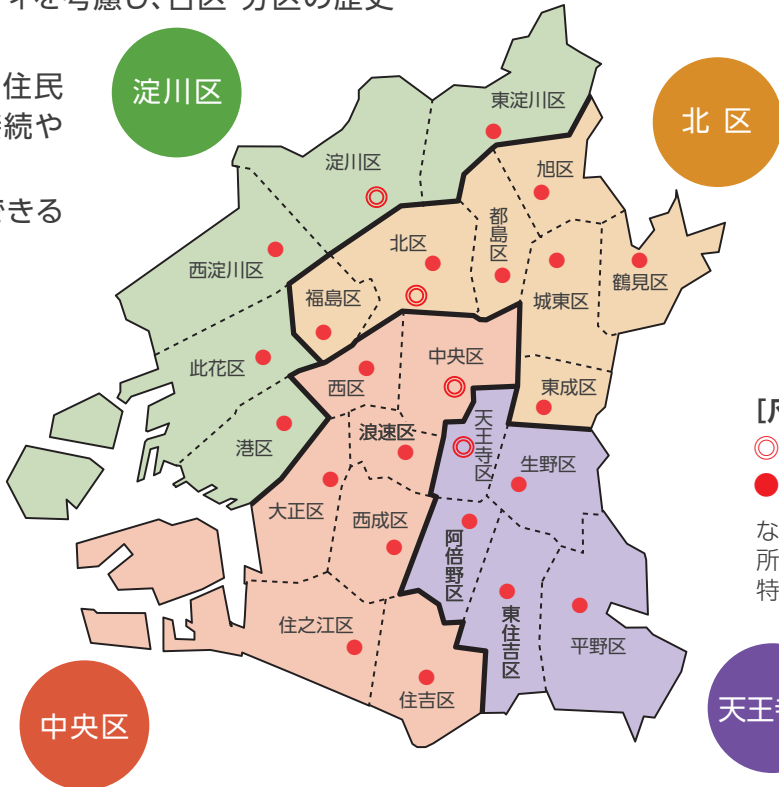
- 各特別区が独立した基礎自治体として、サービスを安定的に提供できるよう、区間の財政の均衡化を最大限考慮しています。
- 各特別区間における将来推計人口(2035年を想定)の格差を概ね2倍以内としています。
- 地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、合区・分区の歴史的な経緯を踏まえています。
- 特別区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮しています。
- 災害対策について、防災上の視点からできる限り考慮しています。

■区の名前の基本的な考え方

- 方角・位置、地勢等を考慮しています。

■本庁舎の位置の基本的な考え方

- 北区においては、大阪市本庁舎を特別区本庁舎とし、その他の区については、本庁舎としての不可欠な機能の集約が可能であるか、住民からの近接性、交通の利便性、都市の中心性等を考慮しています。



区名	議員定数
淀川区	18人
北区	23人
中央区	23人
天王寺区	19人
合計	83人

【凡例】

- 印:特別区本庁舎
 - 印:区役所(地域自治体の事務所)
- なお、現在の淀川区、中央区、天王寺区を所管する区役所(地域自治体の事務所)は、特別区本庁舎の中に設置

3 地域自治区・区役所・地域協議会

■基本的な考え方

- 現在の24区単位で地域自治区を設置し、地域コミュニティを維持します。
- 現在の区役所(地域自治体の事務所)で窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援などを実施します。
- 区役所は現在の名称のままとします。
- 地域自治区に地域協議会を設置し、地域住民の意見を区政に反映します。

総務・地域活動支援部門

地域の防災活動、地域活動支援、地域協議会の運営、区役所のとりまとめなどを行う部門

窓口サービス部門

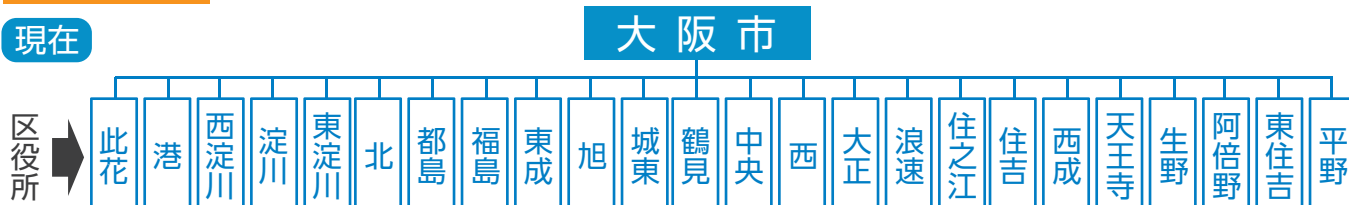
住民票、戸籍、印鑑登録証明や、国民健康保険、国民年金、税関係証明書の発行などの窓口サービスを行う部門

保健福祉センター

健診、予防接種、保健師による家庭訪問などの保健サービス、保育所の入所手続、子育て支援、介護保険、生活保護などの福祉サービスを行う部門

イメージ図

現在



特別区設置後



4 町の名義

■基本的な考え方

- 現在の行政区の名称は、地域の歴史等を踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があるため、取扱ルール(案)をもとに、住民の意見をお聴きします。
- 特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めます。

取扱ルール(案)

原則 新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入します。

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	—	□□○○町×丁目	×番	×号

(例外) 次の場合は、現在の行政区名を挿入しません。

- 例外1** ①特別区名と同一となる現在の淀川区・北区・中央区・天王寺区
②方位と混同されやすい西区
- 例外2** ③行政区名と町名が連続する場合
④漢字表記が連続する場合